

『作庭記』について

萩原 義雄

文献資料の概略

昭和十一年国宝（現在の重要文化財）の指定である金沢市谷村庄平所蔵本が唯一知られ、昭和十三年に貴重図書複製会より影印複製が出された。この複製本に基づき、全文が翻刻されている。その資料に従って次に示す。

識語 正應第二夏林鐘廿七朝徒然之餘披見訖

愚 老〔花押〕

後京極殿御書

重宝也可秘々々

〔花押〕

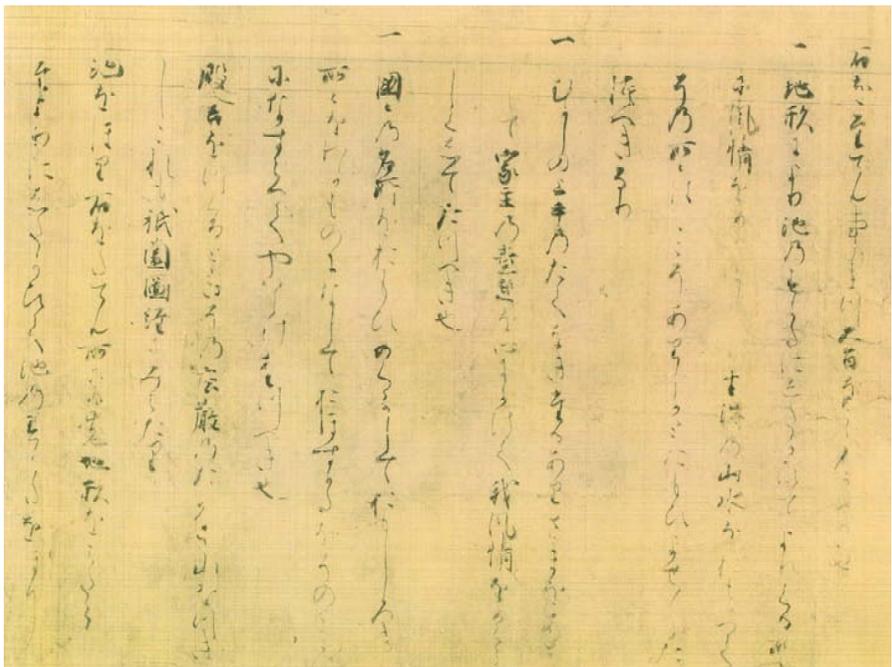
とあって、西暦一八九九年の鎌倉時代の古写本である。成立時期だが、平安時代後期に成ったものと推定されてきている。この資料は、江戸時代になって、貞享二年（一六八五）に塙保己一が編纂した『群書類従』第三六二遊戯部四に所収されて以来、人目に触れる機会を得た日本庭園史の資料である。鎌倉時代の清原業忠撰集『本朝書籍目録』には、『前栽秘抄』という書名で、藤原家が所有してい

たことが判り、後近世初期に加賀前田家に伝来し、その側近者に秘蔵されたため、一般には目に触れる機会のない書であった。現在も活字翻刻の資料は、図書館で確認することが可能であるが、上記複製本自体が所蔵する機関が僅かであり、なかなかその全貌を知ることが許されない資料となっている。

そこで、全文翻刻された資料を次に掲載しておく。

- 1, 田村 剛 『作庭記』相模書房 昭和三十九年刊
- 2, 林屋辰三郎校注 岩波思想体系『古代中世芸術論』―『作庭記』― 岩波書店 昭和四八年刊
- 3, 村山修一 『日本陰陽道史總説』 塙書房刊 昭和五六年刊（一部歟）
- 4, 森 蘊 『作庭記』の世界』 NHKブックスカラー版 昭和六一年刊
- 5, 石母田正著作集 『物語と軍記の世界』岩波書店 平成二年刊

国語資料としてみる『作庭記』本文



- 1 石をたてん事、まづ大旨をこころふべき也。
- 一、地形により、池乃すがたにしたがひて、よりくる所々に、風情をめぐらして、生得の山水をおもはへて、そ乃所々はこゝそありしかと、おもひよせくたつべきなり。
- 一、むかしの上手乃たてをきたるありさまをあとゝして、家主乃意趣を心にかけて、我風情をめぐらして、志てたつべき也。
- 一、國々乃名所をおもひめぐらして、おもしろき所々を、わがものになして、おほすがた、そのところく
- にならずらへて、やハラげたつべき也。
- 2 殿舎をつくるるとき、その莊嚴のために、山をつきし、これも祇園圖経にみえたり。
- 池をほり石をたてん所にハ、先地形をミたて、たよりにしたがひて、池乃すがたをほり、

ここに冒頭部写真と本文の翻刻を掲載したが、この箇所だけでも留意して読むと、次の箇所が指摘できる。

- ①三行目の「風情をめぐらして」の「めぐらして」の箇所が写真版では判読不可能である。
 - ②一〇行目の末尾「ところく」の踊り字「く」を見落としている。
 - ③一四行目の「先地形をミて」の「ミて」を「えた(らん)」と判読している。
- といった、文字の判読が定まっていなことが見て取れるのである。

こうした和文脈のなかに漢字表記が相当用いられているが、この漢字表記に注目してみるに、次の漢字表記に

- ④六七一行目「樹事」「北^後にをかあるを玄武とす、もしその岳な／けれハ〇三本をうえて玄武の代とす」

- A 「檢」説
- B 「檢」説
- C 「榆」説



※Aは「ひのき」、Bは「なつめ」、Cは「にれ」と訓読

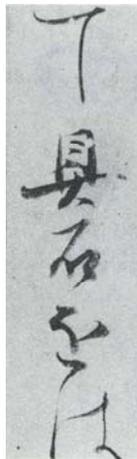
『群書類従』本は、B「檢」説を再録している。

中国の辞書『爾雅』卷下の釋木第十四の10才⑥に、「還味檢棗^{還味}」とし、觀智院本『類聚名義抄』木部には、「榆」の文字で「音與乙同上／又音殊」(佛下本90⑧)のみで、「檢」「榆」の文字は未載録にある。

- ⑤四六七行目「立石口傳」をきて具石をはその石の乞にしたかひて」

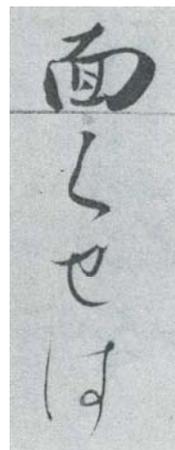


- A 「奥石」（おくいし）
B 「具石」（ともいし）



さらに、仮名文字の表記にも、

- ⑥二二二行目「瀧を立る次第」
A 「面くせばみたらむ」↓「おもて、くせばみたらむ」
B 「面てせばみたらむ」↓「おもて、せばみたらむ」



和訓「くせばみ」を自動詞マ行四段動詞とし、『日本国語大辞典』第二版を繙くと、見出し語の

くせば・む【曲・癖】《自マ四》（「ばむ」は接尾語）すなおでないように見える。一癖ありげに見える。*作庭記（一〇四〇頃か）「滝三四尺にも成りぬれば、山石の水落うるはしくて、面くせばみたらむをもちあるべき也」*名語記（一一七五）三「くせばみに、にくばみ、よばみたりなどによりて、いはるることば」

と記載が見え、本書を初出用例としている。だが、この本書全体の仮名表記の「く」そして「て」について実際に気づいたうえで、検討が及んでいるかと云うと聊か問題があるように思えてくる。この指摘は、上記4、森 蘊著『作庭記の世界』で「くせば・み」の語がこの時代はまだ用いられていなかったことを述べておられるが、国語学的な検証は一つも成されずに終わっていて、『日国』の如き記載が罷り通っていることを茲に記さねばなるまい。

文芸性を有した文脈

本書には、「庭石」のことを説明するなかで、譬えて表現することば表現に、四七六行目の「凡石をたつる事はにくる石一両あれハをふ／石ハ七八あるへし。たとへバ童部のとてうく／ひくくめといふたはふれをしたるかことし／石をたつるに三尊仏の石ハたち品、文字の石は／ふす常事也」とあって、「とりちようとりちようひひくめ」は、女の子が主となって行なう鬼ごつこの「子をとり遊び」の遊戯で、『三国伝記』（一四〇七・四六頃）に、「比比丘女」の名が見えている。この遊戯自体が平安朝後期に表出していたことを裏付ける資料となっている。この遊戯は、近くは明治期まで「子をとり遊び」と云われていたものが、その後、「花いちもんめ」と云うようになったあの屋外遊戯である。

『作庭記』の名称

江戸時代、寛文丙午六年（一六六六）の柳谷（野間三竹）の書に、

北洲の刺史松平平綱公後京極良経之自書作庭記を蔵すること久し。（中略） 刺史之侍讀木下順庵余と相識こと旧し。亦庭記を蔵す。

とあって、藤原良経の著である『作庭記』の名が見えているのが最初である。それ以前には、清原業忠撰集『本朝書籍目録』に見える『前栽秘抄』一卷という書目であり、その奥書は、

仁和寺宮の本を以て之を書く。普廣院殿尋ね被るゝの時注文し云々

此抄入道大納言實冬卿密々借り賜ふ所之本也。永仁二年（一一八四）八月四日之を寫す。師名在判とあるもので、書目集には、「前裁秘抄一名作庭記」と記載が見られている。其外として、類似の伝書として、『山水抄』が知られている。此の書は、鎌倉時代初期の慶算法印という人物が『作庭記』を整理し、書写した資料で、江戸時代初期の烏丸光廣が書写したものを更に、子孫の古筆了太が書写したものである。これを明治二〇年代に研究された小沢圭次郎が書写したものが現在、東京都立中央博物館に所蔵されている。また、小林文次が平安博物館記念論集に発表された論文集にその全貌が記載されている。

編者、橘俊綱

小沢圭次郎は、本書編者として橘俊綱という当代の人物を推定している。俊綱は、関白頼通の息子であり、橘俊遠の養子となった。伏見修理大夫と号す。伏見に風趣を凝らした邸宅を建て、盛んに歌合・歌会などを催したことで知られる。『千載集』には、

橘俊綱朝臣の伏見の家に、桂を掘り植ゑさせ侍りけるによめる

みづかきの桂をうつす宿なれば月見むことぞ久しかるべき

【通釈】賀茂神社の桂の樹を移し植ゑたお宅なのですから、ご主人様はこちらで末永く月をご覧になることでしょう

が知られている。だが、年代を鑑みるに、現在では別人を編者と見るのである。また、島根大桑原文庫所蔵の『作庭之記』[43743,18, 000035006]では、後京極殿である藤原良経を編者としたりしている。

今後の課題

この資料については、国語国文学の研究視野からは余り知られていないのが現状ではなからうか。昭和十三年の貴重図書複製会からの影印複製資料を本学図書館では昨年度購入所蔵している。この資料を所蔵する機関についても登録確認が僅かしか見られないのも事実である。土佐山内家宝資（ヤ六二九―五M）は、マイクロ写真で見ることができるといえる。全ての資料を調べて、今後の調査検証に期したい。

《補遺》

傍訓記載資料



「人を懐^{ナツケテ}て帝王に…」の一文に傍訓「ナツケテ」が片仮名表記で附されている。